

令和5年度 茨城県内市町村不妊症・不育症 検査・治療費助成状況(7月時点)																											
※県の不妊治療費助成事業は、令和5年6月30日受付分で終了となっていますが、市町村によっては令和5年度末まで、県の交付決定を受けたものに対する「上乗せ」助成を行っているところもあります。「実施(上乗せ)」と記載がある項目は、県の助成金の交付決定を受けたものに対する上乗せ助成で、それ以外の項目は市町村独自の助成となります。																											
市町村	担当課	連絡先	不妊治療の助成	治療種別1	上限額	治療種別2	上限額	治療種別3	上限額	助成回数制限	その他	備考	所得制限	所得制限額(夫婦)	県の交付決定	市町村への居住要件	その他	市町村民税等の納税(課税者)の要件	その他	その他の要件	不育症検査・治療に対する助成	県の助成を受けた場合の上乗せ助成か、市町村単独助成か	検査と治療の両方を助成対象としているか	上限額	年度内助成上限回数	県の交付決定	備考(その他の条件等)
1.日立市	健康づくり推進課	0294-21-3300	実施	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			一子につき6回まで(初回の助成に係る治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は3回まで)		治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもの。	無	0	不要	一年以上の居住		不要			実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
2土浦市	こども包括支援課	029-826-1111 内線2511	未実施																		実施	単独	検査と治療の両方	1年度につき50,000円	制限なし	不要	助成金の交付期間は申請初年度から3か年度を限度
3古河市	子育て包括支援課	0280-48-6881	実施(上乗せ)	C・Fを除く治療	50,000	C・Fの治療	25,000	男性不妊治療	50,000	県と同じ		県の助成を受けた場合の上乗せ。	無	0	必要	現に居住があること。夫婦のいずれかが不妊治療終了日及び申請日に住所があること		必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	保険適用外の不育症の検査及び治療が対象。
4石岡市	健康増進課	0299-24-1386	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	50,000	男性不妊治療	男性不妊治療	50,000		県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	-	必要	申請日から実績報告日までの間、継続して市内居住	-	必要	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	受けている場合は必要	事前申請。保険適用外の不育症の検査及び治療が対象。法律上の婚姻をしている夫婦。県助成を受けている場合は対象経費を県交付額を差し引いて算定。夫婦1組に対し1回のみ補助。
			実施	生殖補助医療+先進医療	50,000				保険適用回数と同じ	保険適用条件と同じ	事前申請の為、申請日以降に実施された治療の内、保険適用自費分と同時実施が認められた先進医療自費分が対象。	無	-	-	申請日から実績報告日までの間、継続して市内居住	-	必要	市税に滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦								
5結城市	健康増進課	0296-34-0329	実施	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			年度1回	43歳未満		無	0	不要	現に居住(期間不問)		必要	市税に滞納がないこと	申請する生殖補助医療について、他市町村で同様の趣旨の助成を受けていないこと	未実施						
6龍ヶ崎市	健康増進課	0297-64-1039	未実施																		未実施						
7下妻市	健康づくり課	0296-43-1990	未実施																		実施	上乗せ	検査と治療の両方	50,000	1	必要	
8.常総市	保健推進課	0297-23-3111	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	50,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無		必要	現に居住		必要	市税に滞納がないこと	居住要件は「治療開始日から申請日まで市の住民基本台帳に登録され、かつ現に市内に居住」が条件。	未実施						
9.常陸太田市	健康づくり推進課	0294-73-1212	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	治療期間の初日のおける妻の年齢が43歳未満の者が対象	県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	一年以上の居住	治療が終了した日において、夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要			実施	単独	検査と治療の両方	助成対象費用の1/2で、年度内100,000円が上限。助成を受けられる期間は5年		不要	・夫婦のいずれかが1年以上、市の住民基本台帳に登録されていること ・医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員又はその扶養者であること ・市税等に滞納がない者
			実施	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	治療期間の初日のおける妻の年齢が43歳未満の者が対象	保険適用外で自費で行った特定不妊治療を対象とする	無	0	不要	一年以上の居住	治療が終了した日において、夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要									
10.高萩市	健康づくり課	0293-24-2121	実施(上乗せ)	体外受精及び顕微授精	100,000	男性不妊治療	100,000			県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	現に住居(期間不問)	夫又は妻のいずれかが、治療終了日及び申請日において市内に住所を有していること	必要	市税に滞納がないこと	治療開始日の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年度中に終了した治療を対象 法律上の婚姻をしている夫婦であること	実施	上乗せ分	検査と治療の両方	50,000	1	必要	
																				単独分		不要				保険外診療分	

11北茨城市	健康づくり支援課	0293-43-1111	実施(上乗せ)	全ての治療	50,000				県と同じ			無		必要	一年以上の居住		不要			実施	単独	検査と治療の両方	夫婦1組に年額50,000円	上限額まで	不要	
			実施	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000	男性不妊治療	100,000		制限なし	妻の年齢が43歳未満の者とする	治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、保険給付適用外の治療を対象とする	無		不要	一年以上の居住		不要									
12笠間市	健康医療政策課	0296-77-9145	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000		県と同じ		治療の終了した日の属する年度の末日まで受付(やむを得ない事情がある場合に限り翌年度まで)	無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税を完納していること		未実施						
			実施	生殖補助医療	200,000	男性不妊治療	50,000	一般不妊治療	50,000	生殖補助医療・男性不妊治療妻の年齢39歳以下:6回まで40歳以上42歳以下:3回まで一般不妊治療:限度額に達するまで(42歳以下)	出産または12週以降に死産に至った場合は、回数をリセットできる。	保険適用・適用外を問わず、令和4年4月1日以降に開始した治療を対象とする。	無	0	不要	一年以上の居住	夫婦の双方またはいずれかが、申請日時点で1年以上市内に住所を有していること	必要	市税を完納していること							
13取手市	保健センター	0297-85-6900	実施(上乗せ)	全ての治療	50,000				県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	夫婦の双方又は、一方が申請する日において市内に引き続き一年以上の居住していること		必要	市税に滞納がないこと	茨城県不妊治療費補助金の交付決定を受けていること	未実施						
14牛久市	健康づくり推進課	029-873-2111	実施(上乗せ)	体外受精又は顕微授精	50,000				県と同じ	特定不妊治療開始時の妻の年齢が43歳未満であること	対象の助成期間は県と同様。治療が終了した日の属する年度の末日までに申請が必要。(やむを得ない事情がある場合は、治療年度の翌年度にも可能)	無		必要	一年以上の居住		必要			実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・保険適用されない不育症検査及び治療が対象。 ・県の助成対象となっている不育症検査、入院時における差額ベッド代、食事代、文書料等の検査及び治療に直接関係のない費用については、助成対象費用に含まない。
15つくば市	健康増進課	029-883-1111(1332)	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く特定不妊治療	50,000	男性不妊治療	50,000		県と同じ		県と同様(治療開始日の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年度中に終了した治療を対象)	無	0	必要	治療開始から申請まで夫婦どちらか一方が住民票を有する		必要	市税に滞納がないこと	県補助金の交付決定を受けた日の属する年度(令和5年8月31日まで)受付	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
16ひたちなか市	子ども未来課	029-273-0111	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く特定不妊治療	75,000	男性不妊治療	75,000		県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付(やむを得ない事情がある場合に限り1年以内)	無	0	必要	現に住居(期間不問)		不要			実施	単独	検査と治療の両方	50,000	なし	必要	保険適用外の検査及び治療が対象。県助成を受けた場合は当該補助金の金額を助成対象経費から差し引く。
17鹿嶋市	保健センター	0299-82-6218	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療()	50,000円(初回のみ150,000円)	男性不妊治療	50,000		県と同じ		県と同様(治療開始日の初日が令和4年3月31日以前であり、令和4年度中に終了した治療を対象。)	県と同じ		必要	夫婦いずれかが一年以上の居住	他市で申請していないこと。	必要	市税に滞納がないこと	県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	令和5年度中に検査及び治療が終了したもの。
18潮来市	かすみ保健福祉センター	0299-64-5240	未実施																	実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
19守谷市	保健センター	0297-48-6000	実施	体外受精又は顕微授精	50,000	男性不妊治療	50,000		制限なし	年齢要件なし	保険適用・適用外を問わず、治療期間の初日が令和4年4月1日以降のもの	無	0	不要	申請日時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること		必要	市税に滞納がないこと		実施	上乗せ	検査のみ	50,000	無し	必要	
			実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000	男性不妊治療	50,000		県と同じ			無	0	必要	治療終了日の1年前から申請日まで夫婦のいずれかが住民基本台帳に引き続き登録されていること		必要	市税に滞納がないこと	・他市区町村で助成金等の交付を受けていないこと ・令和6年3月31日までに申請(原則、治療終了日の属する年度内)		単独	検査と治療の両方	50,000	無し	不要	・保険適用外の検査または治療・終了日の1年前から申請日まで夫婦のいずれかが住民基本台帳に登録されていること ・市税の滞納がないこと ・上乗せ分を含め、合計6回まで
20常陸大宮市	健康推進課	0295-54-7121	実施	体外受精	自己負担限度額の全額	顕微授精	自己負担限度額の全額	男性不妊治療	なし	治療開始初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦		無	0	不要	あり	・夫婦双方が市内に住所を有すること ・居住実態を確認	必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査のみ	150,000	なし	なし	
																					上乗せ	検査のみ	150,000	なし	必要	県の助成額を差し引いた全額

21那珂市	健康推進課	029-270-8071	実施(上乗せ)	全ての治療	75,000	男性不妊治療	75,000			県と同じ			無		必要	夫または妻が住所を有する		不要			実施	上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要	申請日において市に住所を有する
																						単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	申請日において市に住所を有する
22.筑西市	母子保健課	0296-24-2115	実施(上乗せ)	特定不妊治療	100,000					県と同じ		R3年度以降に治療を開始し、R4年度中に終了した治療およびR3年度以前に行った凍結胚移植によるもの	無	0	必要	一年以上の居住	夫及び妻が市の住民基本台帳に一年以上記録されていること	必要	市県民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納がないこと		未実施						
23坂東市	健康づくり推進課	0297-35-3121	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	50,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	申請日から実績報告日までの間、継続して市内居住	-	必要	市税の滞納がないこと	法律上の婚姻をしている夫婦	実施	単独	治療のみ	50,000	1	不要	
24.稲敷市	健康増進課	029-892-2000	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	100,000			県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
25かすみがうら市	健康増進課	029-898-2590	実施	特定不妊治療及び男性不妊治療	50,000					治療開始時の妻の年齢:40歳未満(通算6回)40～43歳未満(通算3回)		治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもので、保険給付適用外の治療を対象とする	無		不要	一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること	必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	・申請日時点で夫婦のいずれかが市の住民基本台帳に登録されていること・市税に滞納がないこと
26桜川市	健康推進課	0296-75-3159	実施(上乗せ)	特定不妊治療及び男性不妊治療	100,000					県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと		未実施						
27神栖市	健康増進課	0299-90-1331	実施(上乗せ)	特定不妊治療	150,000					県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	一年以上の居住		必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	
			実施	不妊検査費及び一般不妊治療費	50,000				夫婦一組につき年度内1回まで	初回不妊検査日における妻の年齢が40歳未満。		治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、保険給付適用外の治療を対象とする	無	0	不要	一年以上の居住	必要	市税に滞納がないこと	夫婦以外の第三者からの精子又は胚の提供によるもの、または夫の精子を妻以外の第三者の子宮に医学的な方法で注入して、当該第三者が妻の代わりに妊娠し、及び出産するものを除く。								
28行方市	健康増進課	0291-34-6200	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く特定不妊治療	100,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	夫又は妻のいずれか一方又は両方が特定不妊治療を受けた日において1年以上居住		必要	市税に滞納が無いこと		実施	市単独	検査と治療の両方	50,000	1回	不要	
			実施	不妊検査(不妊の原因検索を目的とした不妊治療開始日までの検査)	同一年度において5万円を限度	一般不妊治療 生殖補助医療(男性不妊治療含む)	自己負担限度額まで	先進医療	1回の治療につき10万円を上限	生殖補助医療(保険給付適用回数と同じ) 先進医療(同一年度において2回を限度)	年齢要件有(治療等開始日における妻の年齢が43歳未満)	・令和4年4月1日以降に開始した検査および治療が対象 ・一般不妊治療と生殖補助医療は保険給付適用内の治療が対象 ・先進医療は保険給付適用内の生殖補助医療と併用したものが対象	無	0	不要	・夫婦双方が治療開始日の1年以上前から市の住民基本台帳に記録が有るか かつ、夫婦双方が申請後3年以上定住の意思があること	不妊治療等開始日から申請日までの期間において婚姻(事実婚含む)をしていること。										
29銚田市	健康増進課	0291-33-3691	実施	保険適用と同一治療	80,000					2回	回数や年齢が、保険適用外となられた方	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもの	無	0	不要	一年以上の居住	申請日時点で夫婦が市の住民基本台帳に登録されていること	不要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	80,000	1	不要	
30つくばみらい市	おやこ・まるまるサポートセンター	0297-44-8822	実施	体外受精及び顕微授精(生殖補助医療)	100,000	男性不妊治療	100,000			制限なし	年齢要件なし	治療開始日の初日が令和4年4月1日以降のもので、全額保険給付適用外の治療で行った場合を対象とする	無		不要	夫または妻のいずれかが治療終了日の一年前から申請日まで住民登録があること		必要	市税に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	100,000	1	不要	

31小美玉市	保健衛生部 健康増進課	0299-48-0221	実施	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000			保険適用回数と同数	年齢要件 保険適用回数と同じ	限度額適用認定証の交付を受けていること。 令和4年4月1日以降保険適用の検査・治療の回数。(先進医療・先進医療を除く保険適用外治療も含む)	無	0	不要	一年以上の居住		その他	市税に滞納がないこと	居住要件は「治療開始日から申請日まで市の住民基本台帳に登録され、かつ現に市内に居住」が条件。	実施	上乗せ	県同様	50,000	1	必要		
																					単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要			
32茨城町	健康増進課	029-240-7134	実施	生殖補助医療	50,000					治療開始時年齢:40歳未満(通算6回)40～43歳未満(通算3回)		治療開始日の初日が令和5年4月1日以降のもので、医療保険給付適用外の治療を対象とする	無	0	不要	夫または妻のいずれかが一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれかが町の住民基本台帳に登録されていること	無			実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	○治療期間の初日において妻の年齢が43歳未満 ○夫婦とも町内に住所を有する	
33大洗町	こども課	029-212-7560	実施(上乗せ)	体内受精及び顕微授精(特定不妊治療)	1回につき150,000円を限度とする。	男性不妊治療	1回の治療につき150,000円までを限度とする。			制限なし		特定不妊治療が終了した日の属する年度内を対象とする。	無	0	必要	夫婦の双方または一方が、町内に住所を有していること		必要	町税を完納していること	その他の条件 法律上の婚姻をしている夫婦	実施	上乗せ	検査のみ	50,000	1	必要		
																					単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要	検査分については、県の助成額を差し引いた金額		
34城里町	健康保険課	029-240-6550	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	150,000					県と同じ	0	令和4年3月31日以前に作られた受精胚での凍結胚移植のみ対象とする	無	0	必要	一年以上の居住	0	必要	町税に滞納がないこと	県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	未実施							
35東海村	健康増進課	029-282-2797	未実施																			実施	単独	検査と治療の両方	150,000	無	不要	助成対象者いずれにも該当 ・法律婚 ・夫婦のいずれかが1年以上前から村内に住所を有する ・被保険者、または被扶養者
36大子町	健康増進課	0295-72-6611	実施(上乗せ)	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回			無	0	必要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと		実施	上乗せ	検査のみ	150,000	無	必要	居住と納税は不妊治療費助成と同様。 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員若しくは加入者又はその被扶養者であること。	
			実施	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回	年齢要件なし	保険適用外で受けた治療 治療開始日が令和4年4月1日以降	無	0	不要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと									
			実施	特定不妊治療	200,000	男性不妊治療	200,000			10回	年齢要件なし	保険診療の自己負担分 治療開始日が令和5年4月1日以降	無	0	不要	治療終了時点で夫婦のいずれかが一年以上の居住		必要	町税等に滞納がないこと			単独	検査と治療の両方	150,000	無	不要	居住と納税は不妊治療費助成と同様。 医療保険各法に規定する被保険者若しくは組合員若しくは加入者又はその被扶養者であること。	
37美浦村	健康増進課	029-885-1889	未実施																			未実施						
38阿見町	健康づくり課	029-888-2940	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療(A,B)	100,000	男性不妊治療を除く治療(C,D,E)	50,000			県と同じ			無	0	必要	一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれも、町の住民基本台帳に登録されていること	必要	町税等に滞納がないこと		実施	単独	検査と治療の両方	50,000	1	不要		
				男性不妊治療を除く治療(F)	25,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ			無	0	必要	一年以上の居住	申請日時点で夫婦のいずれも、町の住民基本台帳に登録されていること	必要	町税等に滞納がないこと									
39河内町	町民課	0297-84-4486	実施(上乗せ)	男性不妊治療を除く治療	100,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ		県補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日まで受付	無	0	必要	一年以上の居住		必要	町税に滞納がないこと		未実施							
40八千代町	こども家庭課	0296-48-1955	未実施																			未実施						
41五霞町	健康福祉課	0280-84-0006	未実施																			未実施						
42境町	健康推進課	0280-87-8000	実施(上乗せ)	体外受精又は顕微授精	100,000	男性不妊治療	50,000			県と同じ		県の助成を受けた場合の上乗せ	無		必要	一年以上の居住		必要	町税に滞納がないこと		未実施							

43利根町	保健福祉センター	0297-68-8291	実施(上乗せ)	保険適用外の特定不妊治療	50,000					初回助成時の妻の年齢:40歳未満(通算6回)40～43歳未満(通算3回)		県の助成を受けた場合の上乗せ	無	0	必要	一年以上の居住		必要	町税に滞納がないこと		R5新規	上乗せ	検査と治療の両方	50,000	1	必要	・町税に滞納がないこと ・詳細は要綱のとおり
																							単独	検査と治療の両方	50,000	1	
水戸市	子育て支援課	029-350-1216	実施	A・B・D・E及び男性(生殖補助医療)	50,000	C・F(生殖補助医療)	25,000	全てを保険適用外で治療	前記の助成に加え50,000	初回治療開始時の妻の年齢 39歳まで:通算6回 40～42歳:通算3回 (特定不妊治療の回数含まず)		治療終了日が令和5年4月1日以降のもので、特定不妊治療補助を受けたものを除く	無	0	不要	治療開始から申請まで夫婦どちらか一方が住民票を有する	・保険適用後の自己負担及び自費診療分が対象 ・年齢制限あり ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない	不要			実施	国助成対象(県助成分は水戸市で対応)	検査のみ	60,000又は検査費用の7割のいずれか低い額	無	不要	・妻が住所を有する ・県への申請は不要 ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない
				一般	50,000(年度内)							体外受精・顕微授精へ移行する前であること 治療終了日が令和5年4月1日以降の検査及び治療に対して助成	無	0	不要	治療開始から申請まで夫婦どちらか一方が住民票を有する	・保険適用後の自己負担及び自費診療分が対象 ・年齢制限あり ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない	不要				単独	検査と治療の両方	50,000(年度内)		不要	・不育症の診断を受けている ・妻が住所を有する ・保険適用後の自己負担及び自費診療分が対象 ・申請期限あり ・他自治体からの補助を受けていない